

## 災害時の職員心得 ～災害発生→参集→出動→防災体制へ移行～

### はじめに

「防災計画」及び「防災計画細則」では、各人が災害時に行うべき業務や役割分担を定めています。

しかし災害発生初期においては、災害規模の把握、職員の参集状況、情報の混乱など多くの不確定要素が想定されます。また、そのような状況下でもいち早く施設の状況を把握し二次被害発生を防止しなければなりません。

以上の観点から、災害発生初期において円滑な対応ができるよう防災計画に基づいた体制へ移行するまでの職員の初期行動や心構えを共通認識とするために本心得を定めるものです。

### 共通認識とする事項

本土地改良区は、広域で多数の施設を管理しています。もし災害が発生したら通報による現場対応を行いつつ、各施設確認も速やかに実施する必要があります。職員一人一人がそれぞれの役割を自覚して、職員全体で通報対応と現場確認を迅速に行います。

※点検確認内容や連絡方法については、防災計画細則付属書一覧からリスト・点検調査表・緊急連絡網に基づいて対応することが前提です。

- ・災害発生初期においては、参集状況に応じて各課横断的班編成も可能とします。
- ・第一に改良区庁舎内の安全確認を行います。
- ・職員安全確保の観点から、現場へ出動する各班の編成は2人以上とし、その内1人は管理課職員もしくは管理課経験者とします。(単独での対応は避けるように徹底します。)
- ・通報からの情報(場所や状況、連絡先など)は復唱し確認します。
- ・水資源機構と情報共有をしっかりと行い、取水状況に応じて、出動した各班や機場運転手に伝達指示します。
- ・人命や第三者に被害を及ぼす状況を確認したら、直ちに土地改良区へ報告し、後続班の応援を求めると共に、警察・消防へ通報します。(人命救助、二次被害防止を優先とします。)
- ・役員、組合員、地元業者、地域住民等、協力をお願いできる人には遠慮なく協力をお願いします。(ただし、協力者の安全確保は徹底することとします。)
- ・災害発生時は、更なる被害の防止、ならびに救助や安全確保が最優先です。危険回避の注意喚起や声がけなど、大きな声で積極的な対応に心掛けましょう。

※ 就業時間外に、管内で震度5弱以上の地震を観測した場合を想定しています。

### 【行動フロー】

- 1-1 職員は土地改良区事務所に自動参集します。(参集が不可能である場合、時間を要する場合はその旨を所属長へ報告します。)
- 2-1 随時、登庁した職員が庁舎の安全確認、各設備の状況を確認します。
- 2-2 安全確認後、班編成、配車、出動準備、確認箇所の打合せを行います。
- 2-3 一定数(出動班と待機班の確保)が参集したら、出動します。(緊急連絡が先行した場合は出動【2名以上】を優先します。)
- 3-1 出動班は、点検箇所の端部から確認を実施し、箇所毎に結果を事務所に報告します。
- 3-2 通報を受信する待機班は、出動班との連携をスムーズに行えるようサポートします。(聞き取った内容を賦課システムや管路図を用いて細分化し伝達します。)
- 3-3 巡回中に被害発生を確認した場合は、事務所に連絡し対応します。(状況の変化により対応が変わる場合には速やかにその旨を報告します。)
- 4-1 点検、確認が一段落した段階で防災計画に基づく業務体制へ移行します。

※夜間、天候不良の場合は、必要最低限の点検に留め、安全確保を優先とします。

### 【災害時初期行動イメージ図】

